

第183回国会における当委員会に関する答弁について

黄色：未報告

1 当委員会の監視による天下りの根絶

① 水野賢一議員(みんな) 平成25年2月1日 参・本会議 (第17回委員会(3月28日)で報告)

○水野議員 天下りについて伺います。

自民党の公約を見ると、天下りを根絶しますと明記しています。民主党も似たようなことを言っていた時期はありました。しかし、政権を取ると、天下りあっせんを禁止とトーンダウンしてしまいました。そして、あっせんがなければ構わないという妙な理屈で、結局、天下りが続いたわけです。自民党公約を普通に読めば、あっせんの有無とは関係なく天下りそのものを全面的に禁止すると読めますが、安倍内閣はそうした方針だと理解してよろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 天下りについてのお尋ねがありました。

国家公務員の再就職に関して問題なのは、公務員OBの口利き、予算・権限を背景とした再就職の押し付け等の不適切な行為であります。昨年立ち上がった再就職等監視委員会による監視の下、こうした不適切な行為を厳格に規制していくことで、天下りを根絶やし、再就職に関する国民の疑念を払拭してまいります。

② 山内康一議員(みんな) 平成25年2月5日 衆・本会議 (第17回委員会(3月28日)で報告)

○山内議員 官民ファンドへの天下りや現役出向をさせない制限を設けるのでしょうか。それとも、天下りや現役出向を許すのでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 官民ファンドへの天下りと現役出向についてのお尋ねがありました。

国家公務員の再就職に関しては、再就職等監視委員会による監視のもと、国家公務員法に基づく再就職規制を厳格に運用し、天下りを根絶してまいります。

また、独立行政法人等への現役出向については、大臣の任命権に基づいて行われるものであり、現役公務員の専門的知識を活用すべく、適切に実施してまいります。

③ 渡辺喜美議員(みんな) 平成25年3月5日 衆・本会議 (第17回委員会(3月28日)で報告)

○渡辺議員 天下り人事は、必ず、規制改革・民営化によって持続的成長をもたらす場合の障害となります。前政権時代に決まったことではありましたが、日本郵政社長、公取委員長などの人事を見ると、安倍政権のかつての決意がゆらいでいるように思えてなりません。総理、選挙公約のとおり、天下り人事は今後一切行わないと考えてよろしいでしょうか、御決意を伺います。

○安倍内閣総理大臣 天下りについてのお尋ねがありました。

国家公務員の再就職に関して、問題なのは、公務員OBの口利き、予算・権限を背景とした再就職

の押しつけ等の不適切な行為であります。昨年立ち上がった再就職等監視委員会による監視の下、こうした不適切な行為を厳格に規制していくことで、天下りを根絶やし、再就職に関する国民の疑念を払拭してまいります。

④ 後藤祐一議員(民主) 平成25年3月11日 衆・予算委 (第17回委員会(3月28日)で報告)

○後藤議員 第一次安倍内閣の際に、安倍総理が一番行政改革の中で力を入れたのは恐らく公務員改革だったのではないかというふうに思いますが、二〇〇七年の参議院選挙の直前の国会を延長してまでも国家公務員法改正案を通されました。

そのときの衆議院本会議での安倍総理の答弁で、この法案の内容的な説明も含めて申し上げますが、こういう答弁をされておられます。

「各省庁による再就職あっせんを禁止し、そして官民人材交流センターに一元化するほか、離職後の再就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により、退職管理の適正化を図ることとしております。これらの措置により天下り問題は根絶できるものと考えております。」と答弁しておられますが、本当に根絶できたのでしょうか。

我々は、その後、二〇〇九年に政権をお預かりしてから、やはり天下り問題は根絶できていないと考えまして、その後、あっせんの全面禁止、これを早急に、政権交代したあの二〇〇九年九月のうちに決めました。

そして、独立行政法人の役員については公募制にするのですとか、実際、その数字がそれで変わったんですね。第一次安倍政権のとき、例えば、独法の常勤役員に占める公務員OBの割合というのは、二〇〇六年十月一日で三九・四%だったんですが、我々の政権の後半、昨年十月一日現在、六・五%まで下がっています。

また、公益法人、ここはまさにあっせんで行く場合が多いんですけども、この二〇〇九年度というのは、主に六月に退職される方が多いですから、霞が関のいわゆる管理職ベースで見た場合に、三百九十八の方が公益法人に再就職されていたんですが、その次の年、我々が厳しくあっせん禁止をしてから、九十六人に、ほぼ四分の一に減っているんですね。我々は、そこをやったからこそ、かなり天下りに対しては厳しい態度を示せたというふうに思っておるんです。

総理に伺います。

第一次安倍政権のときの公務員制度改革法案、天下りに関しては甘かったんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 甘かったという御指摘ではありますが、しかし、いわゆる天下りに対して、あの法律改正は二つ意味があって、一つは、省庁の権限を背景としたあっせんによる天下りはなくしていくというものであります。ということは、それがそれまで広く行われていたわけでありまして。もう一つは、いわば役所組織における能力による昇格等を決めていくということでありまして。

そして、これはまさに今までなかったところ、新しいところに新天地を切り開いていくわけでありましてから、それは相当の困難さがあったということでありました。同時に、それは不断の努力によって達成されるべきものだろう。しかし、あのときにこの法律改正をしなければ、今日行われているさまざまな前進は全くなかったということは確かに言えるのではないかと思います。

○後藤議員 甘かったかどうかについての答弁は全くなかったんですが、数字がこれを物語っていますので。

稲田大臣に伺いたいと思います。

今、総理は、権限を背景にしたあっせんを禁止したとおっしゃっていますが、この権限を背景にしたという修飾語をつけちゃうところが役所の言いなりなんです。あっせんを禁止すると、明確に我々ははっきりさせたわけです。このあっせんの禁止については、二〇〇九年九月二十九日の閣議において、内閣総理大臣発言ということ根拠に行ってきましたが、これは現時点において有効なのでしょうか。

ちなみに、このあっせん禁止が有効かどうか、二月二十八日現在で事務方に確認したところ、今の時点では有効なのかどうかもわからないというような御説明を受けておりますけれども、今、三月十一日において有効かどうかを確認します。教えてください。

○稲田公務員制度改革担当大臣 ただいまの委員の御指摘は総理の発言ということでございますので、総理の発言自体を安倍内閣が引き継ぐことはないと思います。

○後藤議員 ということは、現時点では、あっせん禁止は有効でなくなっていて、あっせんは可能だということでしょうか。

そして、もしあっせんが可能だとすれば、いかなる基準によって、誰があっせんをすることが認められているのでしょうか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 再就職のあっせんの禁止や新規採用の抑制等により公務員の年齢構成の高年齢化が進展している中、組織の活力を維持向上させることが課題だと思っております。

このような状況の中で、公務員がみずからの能力を生かし、第二の人生を選び取って、その能力を発揮していくことは重要であると思っております。

そのため、早期退職募集制度の施行に合わせて、それを効果的かつ透明性の高い形で行うため、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行う仕組みを導入することが現政権での考え方であると認識をいたしております。

○後藤議員 稲田大臣は、御自分の著書「私は日本を守りたい」という本において、天下り、わたりは全面禁止、在職期間に応じた一定の期間は、いかなるルートによるものであれ、許認可の及ぶ業界等への再就職を禁止すべきだと私は思っていますと書かれておられますが、今されていることというのは、その本で書いていることの全く逆をやられておられないでしょうか。

安倍総理に伺いたいと思いますが、あっせん禁止を継続する意思はありませんか。今、稲田大臣がお答えになられたように、あっせん禁止はやはりやめてしまっ、その昔のようにあっせんをある程度やるというところに戻るといふことでよろしいのでしょうか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 今、私の著書を引用いただきましたが、その精神は今も変わっておりません。

そして、安倍第一次内閣において、国家公務員法を改正して、そして、府省庁のあっせんによる再就職を禁止したところと認識いたしております。

○後藤議員 であるならば、現在あっせんが行われているわけであって、何月何日に、どのような規定においてあっせんをルールで決めたいのでしょうか。

何らかのルールがなければあっせんはできないと思うんですけれども、その根拠を示してください。

○稲田公務員制度改革担当大臣 現政権の基本方針につきましては、先ほど私が答弁いたしましたとおりでございます。

安倍第一次内閣において国公法を改正をして、府省庁のあっせんによる再就職は禁止をいたしております、再就職監視委員会において厳格に運用しているところと認識をいたしております。

○後藤議員 再就職監視委員会は機能していなかったんですよ。そこで、動かすには新たな基準が必要なんですよ。その基準があるのですかと聞いているんです。

○稲田公務員制度改革担当大臣 委員が何をこだわっておられるのかわかりませんが、再就職監視委員会は、国会同意を得て委員長が任命され、昨年三月に立ち上がったところ、同委員会における監視体制のもと、現行の再就職規制を厳格に運用してまいりたいと思っております。

○後藤議員 今、ルールが本当はないんですよ。

例えば、経済産業省から電力会社に行っているのかとか、あるいは、補助金を幾ら交付していたらその補助金をもらった会社に行っちゃいけないとか、昔は人事院の承認というのがあって、物すごく細かくルールが決まっておりました。これに関するルールは今存在しないんですよ。だからこそ、あっせんをするときには相当気をつけてやらなきゃいけないはずで、相当厳密な基準がないと、あっせんはできないはずなんです。

今のような曖昧な答弁では、例えば、この三月三十一日にやめる方がもしかしたらおられるかもしれない、あっせんは既に行われているかもしれないんですよ。

では、現時点で、あっせんの準備をされているかどうかを伺います。

○稲田公務員制度改革担当大臣 何度も同じ答弁で恐縮でございますけれども、安倍第一次内閣において国公法を改正いたしまして、府省庁のあっせんによる再就職を禁止いたしております。そして、再就職監視委員会において、その運用を厳格にしているところでございます。

○後藤議員 要するに、ルールなきままあっせんをしているという状態に至ったということなんです。信じられないことです。

再就職監視委員会で、どういう会社にだったらあっせんしていいのか、どういう会社だったらよくないのかというルールが今、示せないじゃないですか。それをぜひ……では、今その申し出があった場合にはどうするんですか。あっせんはできる状態なんですよ。していないですが、これからでき

るわけですね、現時点では、法制上。

あっせんができる以上、何らかのルールが必要なわけで、そのルールをぜひこの場に示していただきたいと思います。

○**稲田公務員制度改革担当大臣** 何度も恐縮ですが、あっせんは禁止いたしております。

○**後藤議員** あっせん禁止は継続しないで、あっせんできると先ほど答弁して、今、あっせんは禁止していると答弁して、どっちが正しいんですか。どっちの答弁が正しいかわかりません。

総理、ちょっと、はっきりさせてください。

○**安倍内閣総理大臣** あっせんは禁止をしております。

ですから、安倍内閣において、かつて行われていたような、そうした省庁によるあっせんは行わないということは、はっきりと申し上げておきたいと思います。

そして、今、委員は、何か具体的な事柄を挙げて、これがおかしいじゃないかと言っておられるのではなくて、あっせんを禁止していないんじゃないかと、まるで、やっていないことをやっているかのごときの質問をされても、なかなか答弁するのが難しいんですよ、正直言って。

ですから、申し上げたいことは、我々はあっせんはしないということは申し上げておきたいと思います。

○**後藤議員** 時間が来たのでこれで終わりにしますが、再就職監視委員会による、権限なんかを背景にしないあっせんは否定していないですよ、今の答弁も。

要は、府省庁によるあっせんはしないというのはわかりますよ。再就職監視委員会によるあっせんは否定していないですよ、今の総理の答弁は。かつ、そこに、どういうところだったらあっせんできるのかというところの基準も示せていないですよ。

そこは大変な問題だということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

⑤ 後藤祐一議員(民主) 平成25年3月15日 衆・内閣委(第17回委員会(3月28日)で報告)

○**後藤議員** 天下りについていきますが、この前の予算委員会で、要は、あっせん禁止の、民主党政権時代の鳩山総理発言を引き継ぐかという質問に対して、引き継がないという答弁をされました。その趣旨が必ずしも明確でなかったのではっきりさせたいと思います。

いわゆる府省庁による再就職のあっせんは、これは法律でもともと禁止されています。今も禁止されています。ですが、大臣を含めた政務三役によるあっせんによる再就職、これは、少なくとも府省庁によるあっせんには含まれないことに我々のときはなっていた。今なっているのかどうかと、そして、この府省庁によるあっせんではなくて、政務三役によるあっせんによる再就職をこの自公政権において行い得る状態に今あるのか、そして、これから先、行う可能性があるのかについてお聞きします。

○**稲田公務員制度改革担当大臣** 政務三役によるあっせんについては国家公務員法上の規制はありません

んが、引き続き、政務三役によるあっせんを行うことは考えておりません。

○後藤議員 政務三役によるあっせんによる再就職はしないというのは、政権全体の方針ということだと受けとめさせていただきます。それでよろしいかと思いますが、今の答弁で初めてそのことが確認されたんです。何でその形式行為を行わないんですか。

これは官房長官にお聞きしますが、政務三役によるあっせんによる再就職をしないということは大変重大な事実なんです、これは法律上曖昧ですから。これは自公政権でしないということを形式行為としてきちっと決めるつもりはありませんか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 今答弁をいたしましたように、閣議決定をしているわけではありませんけれども、総理とも認識は共有していると考えております。

○後藤議員 この答弁で初めて出てきたんですよ、聞くまではわからなかったんですよ。もうちょっと言うと、二月二十八日に事務方に、私は、それは有効なんですか、今どうなっているんですかと聞いたら、わからないという状態だったんですよ。そんなことでいいんですか、こんな大事なことが。

閣議決定しろとまでは言いませんよ、本当はその方がいいけれども。せめて総理大臣が発言したということを形式行為としてきちっと残して、稲田大臣の答弁をほかの大臣なんて知らないじゃないですか。今知っていますか、ほかの大臣。これは大事なことですからきちんと閣議の場でやってください、官房長官。しかも、もう政務三役のあっせんはやらないと決めたんだったら、堂々ときちんとそういう形にしたらいいじゃないですか。それはお願いとして申し上げておきたいと思います。

次に、官民人材交流センターによるあっせんによる再就職は、先ほどちょっと触れておられましたけれども、これについては、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、民主党政権では行っておりませんでした。これと同じ方針で臨むということではよろしいですか。

官民人材交流センターによるあっせんによる再就職を一切やらないのか、あるいは、やるとすればどういう場合か、お答えください。

○稲田公務員制度改革担当大臣 官民人材交流センターによる再就職のあっせんは民主党政権下で行っていないという、その方針と同じ方針で臨んでまいります。

○後藤議員 もうちょっと正確に答弁してほしいんですが、さっきの、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合というのは実際にあったんですよ。年金機構が、民間で外に出たときに、一回これはやっているんです。その場合を除きということですね。そうじゃなくて全面ですか。そのぐらい正確に教えてください。

○稲田公務員制度改革担当大臣 御指摘のとおりでございます。

○後藤議員 もう一つあります。

二十五年度から、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うということになっています。

二十五年度予算にも入っています。これは、民主党政権でもやろうということになっていました。実際、これでかなり年の上の方を抱えなきゃいけないので、いわゆる民間企業における早期退職を促すような形で、再就職支援会社をお願いして再就職先を探してもらうということを国でもやろうということで、私は、この方針に賛成ですし、問題のない再就職はどんどんやるべきだと思いますが、では、どんな会社だったら行っていいのかというところをきちっと基準をつくっておかないと、結局、天下りの裏ルートになってしまう。

さて、今申し上げた民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行う際の基準、つまり、再就職者がどのような事業者に対しては行ってはいけないという基準にするつもりですか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 国家公務員基本法に規定をされている再就職禁止の法律が基準だと思います。

○後藤議員 それは基本法じゃないんです、国家公務員法百六条の三です。恐らく、求職活動の規制に基づいてやるということじゃないんですか。違うんですか。

要は、再就職支援会社がどういう会社に対しては紹介していいかどうかということの基準は、例えばこの局の人はその局が所管しているような会社に行っちゃいけないとか、多少基準が要るはずなんです。それはいかなるルールにのっとってやるつもりですか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 天下りが禁止されているのは再就職のあっせんですよ、府省庁による。退職後の就職先というのは別段規制されていないと思います。ただ、在職中の職員が就職活動するのは利害関係のある会社だと認識をいたしております。それが国家公務員法の百六条の五ですかに規定されている天下りの禁止で、それは基準になると思います。

○後藤議員 大臣、何もわかっていないんですよ。

再就職支援会社が再就職先を見つけてきたとします。まだ再就職していない現職の方をそこにはめようとするわけですよ。どこかで面接するわけですよ。再就職しようとしている現役の方と、再就職する先の会社と面接するんです。その瞬間、求職活動規制にひっかかっちゃうんです。そのことを言っているんです。百六条の三のことを言っているんです。

少なくとも百六条の三のルールは守らないと、恐らくこの運用はできないんじゃないんですか。プラスアルファで何らかのルールを設けるつもりはないんですか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 私が今るる答弁していたのはまさしくそのことですよ。

ですから、今、在職中の職員が利害関係の会社とマッチングすることは禁止をされているわけですから、それが再就職支援会社の、その相手先の会社の基準になると思います。

○後藤議員 今、求職活動規制、国家公務員法の百六条の三に基づいて、再就職支援会社の、再就職先の会社を探すルールはそれに基づいてやるということですね。

その場合、この職員が職務として携わっていた許認可だとか補助金になるんです。つまり、同じ省

の中でやっていたり、隣の課がやっていたら関係なくなるんです。

具体的な場合を申し上げます。例えば、航空局の課長さんとか局長さんがJRに再就職する、これは求職活動規制だとできちゃうんですよ。ところが、今は、自分で求職活動でそんなところへ行ったら怪しいですから、さすがにそういうことはしないという自制が働くから求職規制がきいているんです、実は。

ですが、このリプレースメント会社がそういったところを探してくる。国交省が何とかたくさん送り込みたい、外に出したいと。いいことなんですよ。それを考えた支援会社は、あっ、ここの国交省の管理職だったら、こういう会社が欲しいんじゃないかなというところを思いつくわけですよ。それは当然、国交省の関連企業を探してくる可能性はあるわけじゃないですか。そのときに、今言ったような、では航空局の課長さんなりとしましょう、JRへこの再就職支援会社が紹介することは可能ですか。そういうルールにするつもりですか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 現行法の求職活動規制では、利害関係企業等以外の企業等への再就職活動は認められております。そして、違反事例が行われないようにするため、再就職等監視委員会による監視体制も整備をされております。

今委員が御指摘のケースについては、個別具体の事例に即して個々に判断されることになるのではないかと考えております。

○後藤議員 非常にクリアにわかっているんですが、最後の、個別に判断するというのは、もう一回言ってください。航空局の課長がJRを紹介された場合に、個々に判断するというのは、それはだめと言うんですか。だめと言うんだとしたら、いかなる基準に基づいてだめと言うんですか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 今の御指摘の個別具体的な事例に即して判断することになるかと思えます。

○後藤議員 いかなる基準に基づいてやるんですか。

先ほどの百六条の三の求職活動規制のルールだとしたら、合法なんです、明確に。だめだと言えないはずなんです。だから、それはオーケーということですか。それとも、百六条の三以外により厳しいルールを別途つくって、それに基づいてチェックしていくんですか。どっちですか。

○稲田公務員制度改革担当大臣 百六条の三の規制が基準になると思えます。

○後藤議員 もう時間が来たのでやめますが、ということは、航空局の課長はJRに行けるということ、それを紹介していくということになるわけですね。それを確認して、質問を終わりたいと思えます。これは今後禍根を残すと思いますので、今のうちに厳しいルールをつくることを官房長官が検討することを私はお勧めします。

⑥ 柿澤未途議員（みんな） 平成25年4月16日 衆・予算委

○柿澤議員 まさに日本国の国家経営のインフラを整える公務員制度改革に関連して、具体的な人事について伺いたいと思います。

どうも、公務員制度改革について、第一次安倍内閣のような姿勢が感じられない、こういうふうにあります。過去の経過を総括して真に必要な改革を進めると稲田大臣は繰り返し述べられるんですけども、五年の改革期間満了を待たずして、国家公務員制度改革推進本部事務局、機能もほとんど停止をできてしまっていて、きょうも調べましたけれども、事務局長も空席のままにずっとなっているわけです。

こういう状況の中、今回、驚くべき人事が報じられました。敦賀原発の活断層調査に関する原子力規制委員会の調査報告書を日本原電に漏えいしたということで、原子力規制庁審議官を更迭された名雪哲夫氏が、四月一日付で山形大学教授に就任したというんですね。

平成二十二年六月に閣議決定をされた退職管理基本方針、ここに、国家公務員の現役出向を幹部クラスにも広げる、こういうことが書いてあります。審議官クラスの今回の名雪さんのケースというのは、これは現役出向の一例だというふうに考えられますが、しかし、この人事はまさに、この退職管理基本方針が決定をされた当初に、天下りの根絶を掲げながら、出向は天下りでないからいいんだと民主党政権が天下りの裏ルートをつくった、こういうふうには批判をされたやり方そのものではないかというふうに思います。

これがそうでないということであれば、ぜひ御説明をいただきたいと思います。

○下村文部科学大臣 退職管理基本方針においては、中高年期の職員が公務部門で培ってきた専門的な知識、経験を民間等の他分野で活用するなどの観点から、人事交流機会の拡充等をより一層進めるための環境整備を行い、中高年期の職員の多様な分野への積極的な人材活用を図ることとされております。また、人事交流機会の拡充として、官民の人事交流や国際機関への派遣とあわせて、大学や民間の研究機関等への派遣も挙げられております。

名雪元原子力規制庁審議官の山形大学への出向人事については、山形大学が進めている重粒子線がん治療分野の研究開発に関して、当該分野の豊富な知見、経験を有する人材の要請があったことから派遣したものであり、退職管理基本方針に沿った人材活用の一環と考えております。

名雪氏の派遣は、現役出向でありまして、天下りには当たらないと思います。

○柿澤議員 この答弁は、私は非常に大きいと思います。

後でこの話については続けてお話ししたいと思いますが、この名雪さんですけれども、原子力規制庁審議官を更迭されてから、文部科学省大臣官房付、こういう、ある種待命ポストに置かれていたわけですね。そこから二カ月で国立大学教授というのは、普通でいえば御栄転の世界で、ちょっとこれは一般の常識では考えられないというふうに思います。

○柿澤議員 先ほど、下村文部科学大臣から、山形大学におけるこの元審議官のポストのお話がありました。山形大学は、重粒子線がん治療施設の設置構想を進めていて、平成二十四年度補正予算において国から研究開発費十億円の配分が決定しているとされておりますけれども、これは事実でしょうか、

伺います。

○**下村文部科学大臣** 御指摘のように、平成二十四年度補正予算において、山形大学に対し、次世代型重粒子線がん治療装置の研究開発を行う施設の整備に係る経費として約十・一億円を措置しております。

その内訳は、省エネルギー型の重粒子線がん治療装置の技術開発として七・二億円、重粒子線がん治療を効果的に実施するための広域的患者情報管理システムの技術開発として二・九億円となっております。

○**柿澤議員** この山形大学の重粒子線がん治療施設準備室本部企画室の教授に就任をされるということであるわけですが、放射線医学については、放射線医学総合研究所の重粒子医科学センター、こういうところでサイクロトロン運転室前室長という方を教授として別途招聘しているわけです。一体、名雪元審議官の教授就任にどういう意味があるのかというふうにも思います。技術行政に詳しい、こういうことを学校としてはコメントされているようなのですが、本当にそういうことなのでしょうか。

山形大学の学長は元文科省の事務次官さんですね。要するに、文科省の予算と権限を背景として、研究開発費十億円をつけるかわりに、後輩の文部科学官僚を引き取ってくれ、引き取ってあげる、こういうことなんではないですか。これは、第一次安倍内閣で総理自身が根絶に取り組んだ、予算や権限を背景とした押しつけ型の天下りあっせんそのものではありませんか。

総理は、こういうことを、再就職じゃなくて現役出向だからいいんだ、こういうことで認められるんですか、伺います。

○**下村文部科学大臣** これは時系列が全く誤解されておまして、補正予算については一月の十五日に既に決定しているものでございます。そして、今回の人事については、山形大学の学長が、問題となった行為自体はすぐれたものとは言えないが、本人が反省しており、区切りがついたと思っている、持っている能力、知識を活用することの方が大事だということで山形大学の教授として招いたということございまして、そもそも事実関係が違うということについては御理解いただきたいと思っております。

○**柿澤議員** しかし、この研究開発費があったからこそこの人事が生まれ得た、こういうことも、私たちから見ればそのように見えてしまうわけでありまして。

そもそも、民主党政権が閣議決定した退職管理基本方針自体、当時野党であった自民党の皆さんがさんざん批判していたものだと思います。

一人、例を挙げれば、平将明議員。ある対談において、民主党は天下り禁止をしようと言ったけれども、現役出向ならオーケーというような、自民党政権のときに出てきてもそれは容認できないというようなものを平気で閣議決定してしまうんだ、こういうふうに語っておられます。自民党政権のときでも容認できない、私は、これは大変真っ当な感覚だと思います。

安倍内閣は、この前政権の閣議決定をした退職管理基本方針、つまり、今回の元審議官の山形大学教授への御栄転に道を開いてしまうようなこの退職管理基本方針の運用をこのまま引き継ぐんでしょ

うか。総理に通告しておりますので、お願いします。

○安倍内閣総理大臣 退職管理基本方針は、国家公務員法に基づいて、再就職規制の徹底など、退職管理に関して政府が取り組むべき指針を閣議決定において定めております。

退職管理の適正化は、国民の信頼を確保していく上で重要な課題と認識をしております。再就職等監視委員会による監視のもと、予算、権限を背景とした再就職の押しつけ等の不適切な行為を厳格に規制していくとともに、定年まで勤務できる環境を整備する中で、中高年齢層の職員の公務内外の多様な分野での積極的活用、そして雇用と年金の接続の重要性に鑑みた再任用制度の活用などに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、独立行政法人等への現役出向については大臣の任命権に基づいて行われるものでありまして、現役の公務員の専門的知見を活用すべく、適切に実施をしてみたいと思います。

○柿澤議員 自民党政権のときに出てきてもそれは容認できない、こういうようなものを平気で閣議決定してしまう、こういうことを、提案された、提起をされた時点ではおっしゃっていた方もいたわけです。こういう考え方に基づいて問いかけをさせていただいたわけでありましてけれども、残念ながら、高い問題意識を感じることはできなかった。残念だと思っています。

⑦ 岸本周平議員(民主) 平成25年6月12日 衆・経産委

○岸本議員 日本郵政の社長が交代をしております。その際、昨年のごことでしたけれども、当時の自民党幹事長代行の現管官房長官が、けしからぬということで、日本郵政の社長が財務省OBの中でかわったことについて厳しい御批判をされました。私も全く同感でした。

したがいまして、東京商品取引所のようなところについては、官邸として、さらに一段高いところから天下り問題に取り組まれるお立場で、加藤官房副長官の御見解をお聞きしたいと思います。

○加藤内閣官房副長官 岸本委員にお答えをさせていただきます。

いわゆる天下り、国家公務員の再就職については、御承知のように、国家公務員法上、府省庁のあっせんによる再就職は禁止をすることになっているわけでありまして、当然のことながら、この商品取引所、今御指摘がありますように、株式会社であり、国が株式を所有しているわけでもないわけでありましてけれども、当然その例外にはならないというのは、おっしゃるとおりであります。

国家公務員の再就職規制については、御承知のように、再就職等監視委員会による監視体制のもと、これはもちろん厳格に運用していくというのが我々の立場であります。

⑧ 亀井亜紀子議員(みどりの風) 平成25年6月13日 参・総務委

○亀井議員 天下りやわたりについてです。

この天下りの問題というのは、私の認識ではまだ解決をされていないと思っています。この問題を解決しようとしたときに、ではベテランの職員の方をどうするのかという問題があって、そして岡田副総理の時代に、では採用を抑制しようということになって、これも問題でありました。ですから、その全体の制度改革が進まない中でどうすべきかと、民主党がやり切れなかった部分だと私は認

識をしております。

そこで、天下りは必要なのでしょうかと、そういうような質問をさきに行いましたところ、いや、天下りはありませんという答えが戻ってきました。これはどういうことだろうかと、私はまだ解決されていないのではないかと思っているんですけれども、今の政府の認識について伺いいたします。

○新藤総務大臣 天下りとは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることということでございます。それは私たちの政権もこのように定義しておりますし、前民主党政権においても同じ定義でございます。

そして、平成十九年の国家公務員法改正によって、各府省による再就職あっせんの禁止等の厳しい規制を導入して、天下りの根絶を図ってきたということがございます。そして、さらに、昨年立ち上げました再就職等監視委員会による監視の下で、不適切な行為、それは例えばあっせん規制ですとか就職活動規制、OBによる要求依頼規制と、こういったもろもろありますが、これらについて天下りとなるかどうか、そういったことについては厳格に監視をし、そして規制をしてまいりたいと、このように考えております。

2 国交省事案関係

① 後藤祐一議員(民主) 平成25年4月1日 衆・予算委 (第18回委員会(4月19日)で報告)

○後藤議員 この前、残念ながら、初めてのあっせん禁止違反行為が発生してしまいました。国土交通省の前次官の方があっせんをしたという認定が、再就職等監視委員会によってなされました。大変残念なことでございます。

これは我が政権のときに発生していたことでもあり、それについて細かく、ああすればいい、こうすればいいということを申し上げることはいたしません、二度と起こしてはなりません。二度起きないようにするために、ぜひ、これは厳しく、単なる周知徹底ではなくて、例えばこういうことをやっちゃいけないですよというのを、かなり細かく周知徹底しなきゃいけないと思うんですね。

こういった、二度と起きないようにするための国土交通大臣の姿勢を聞きたいと思います。

○太田国土交通大臣 まさに、二度とこういうことがないようにということで、どこまで、どういうことで情報聴取等が許されるのか許されないかというようなことについて、今回監視委員会が明確にこれはいけませんよということを示したということ、私は真摯に受けとめなくてはならないというふうに思っています。

ですから、委員おっしゃるように、何がどういうふうにだめであるということを今回監視委員会が指摘したのかということ、しっかり周知徹底して、私は、二度とこういうものが起きないようにというふうに、強い意思を持って臨みたいと思っています。

○後藤議員 そうなんです。

実は、先週の段階で事務方から聞いたときは、もともとあるルールをもう一回流しましたみたいな周知徹底だったんですね。それは当たり前のルールしか書いていなくて、それを読んでもわからない

んです。そうでなくて、今回、この人に対して何月何日にこういうふうに行った、この言葉が違法だったんだというところまで公表されているんです、再就職等監視委員会から。それを周知すれば、ああ、これは言っちゃいけないんだな、こういうことは言っちゃいけないんだなということはわかるんです。

ぜひ丁寧な周知を、これはほかの大臣も同じことだと思しますので、改めて政府全体で徹底をされたいということ、これは官房長官をお願いをしておきたいと思します。

② 西岡新議員（維新） 平成25年4月3日 衆・国交委（第18回委員会（4月19日）で報告）

○西岡議員 先日、政府の再就職等監視委員会から違法認定をされた天下りあっせんについて、国交省のお考えを確認しておきたいと思します。

この件は、再就職等監視委員会によって、事務次官経験者、当時は審議官であった幹部職員による、国交省所管の海技振興センター並びに日本民営鉄道協会への口ききがあったと初の違法認定がなされ、国交省に通知がされたということでありま。

この件について、以前に国交省による内部調査が行われたとお聞きしておりますが、当時の調査メンバーはどういうメンバー構成で、当時の調査結果はどうだったのかをお聞かせいただければと思します。

○久保大臣官房長 お答えいたします。

先生御指摘の、当時の調査委員会は、国土交通省の政務三役の責任で調査を行うという方針のもと、当時の副大臣を委員長とし、担当政務官と、また外部からの弁護士さん二名を加えた四名で構成されておりました。

当時の調査委員会は、資料の分析、また関係者からのヒアリングを実施した上で、結論としては、「国家公務員法違反の再就職あっせん行為があったとは認められない。」との結論を当時出しております。

以上です。

○西岡議員 あっせんは認められなかったという結論であります、これは、今回の再就職等監視委員会の結果とは違いがあると思します。身内に甘い調査であったのではないかと印象も国民に与えたのではないかとと思しますし、そういった点についての御見解をお伺いしたいと思します。

○久保大臣官房長 各事案の事実関係の認識におきましては、当時の国土交通省の調査委員会も、今般の再就職等監視委員会も大きな違いはなくて、国家公務員法、具体的には国家公務員法百六条の二第一項の解釈、適用、いわゆる当てはめに当たりまして、判断の違いがあったものと考えております。

いずれにいたしましても、今般の調査結果につきましては、私ども真摯に受けとめて、こうした事態の再発防止に向け、職員、また元職員を初めとする関係者に対しましても、再就職規制、また今回の事案の内容について周知徹底を図ってまいりたいというふうと考えております。

○西岡議員 解釈の違いだということではあります、三月二十七日付の朝日新聞に掲載された記事に、

当事者が、今回の監視委員会の件に関して、「心外な判断だ。私の発言は法律が規制しているケースには当たらない。」というように朝日新聞の取材に答えておりました、この記事が正しいならば、間違ったことをしていないという認識が非常に強いんじゃないかと思えます。

これでは、再就職等監視委員会が天下りあっせんの口ききと認定したものが国交省によって日常化していたのではないかと思われてしまいますが、この点に関してはどう思われますか。

○久保大臣官房長 当事者に対しましても、三月二十六日、事務方より調査結果を伝えた上で、今後は元職員としての再就職規制を遵守するように注意を促したところであります。

○西岡議員 大臣にお尋ねしたいと思います。

一昨日の予算委員会でも質問がございましたが、この件に関して、委員会からの勧告を受けて太田大臣は、調査結果を真摯に受けとめ、信頼回復に努めるとコメントを出されておられますが、今後の防止策について具体的にどういう対応をするのか、国交省としての取り組みを大臣にお伺いしたいと思います。

○太田国土交通大臣 三月二十六日に監視委員会から調査結果が通知をされまして、そこで特に指摘をされているのは、この制度について周知徹底するよというところが一番の、監視委員会からの私たちに対しての通知でございました。

私は、この問題は、二度とこうしたことのないよという事で真摯に受けとめて、監視委員会が指摘するよに、しっかり徹底する。徹底するとはどういうことかという、徹底するということなんです、私が思うには、一番大事な意識改革です。こういうことはいけないんだということ、いろいろな仕組みをつくるということは当然大事だと思います、だけれども、意識を変える。これは相当の力が要ります。

私は、ここのところを真摯に受けとめるということは、省の職員、それからOBに対して意識改革、意識変化をもたらすよという事で、何回もこれから指摘をしたり、引き締めていきたいというふうに思っています。

○西岡議員 ぜひ、意識改革の上、制度の周知徹底をしていただきたいと思えます。

有為な人材の活用は当然あろうかと思えます。公務員の早期退職慣行等の問題もあろうかと思えますが、今回は、特に国交省のような営利企業等を所管する官庁では、天下りに対する国民の厳しい目を考慮すると、ルールを守る姿勢がやはり大事だと思っております。今後同様のケースが発生しないよに、再発防止に取り組んでいただきたいと思えます。

③ 杉本かずみ議員(みんな) 平成25年4月3日 衆・国交委 (第18回委員会(4月19日)で報告)

○杉本議員 私は先ほどの大畠元大臣との質疑の中でも非常にいいやり取りをしていただいたと思っております、現場に行くことが大事とか、意識改革をほんとにしてもらわなければならないというお話があったと思えますので、そこを改めて大臣から御答弁いただいたりする質問をしていきたいと思っております。それです、冒頭、いくつか申し上げたいのですが、この天下りに関することにつ

いてはですね、官僚の多くの方々は一生懸命働いてくださっていて、逆にですね、杉本が質問出すのが遅いぞと、早く出してこいということで、ときどき炎上させていただいたりもしている恥ずかしさもあるんですが、ほんとに多くの方が一生懸命働いている中でですね、残念なことに国民の皆様からは昨今は公に対する、官僚に対する御評価というのが決して芳しくないように感じております。そしてイメージとして、これは御無礼と思いますけれども、何となく水戸黄門ではないですが悪代官みたいなイメージを取られてしまうというのが、ほんとに一生懸命やっというらっしゃる官僚の皆様にとって申し訳なく私は感じております。

そんな意味から、国を思う方々、あるいは国家国民を思うという姿勢についてはですね、むしろ私はこんな言葉も聞いたことがございます。「政権が替わったくらいで官僚がやっていることが替わったら、たまりませんよ。」という言葉、今回の政権交代の前後で同じ官僚の方からですね、その経験した上で、そういう言葉をいただいておりますので、多くの官僚の方々が一生懸命やっというたいていうことを前提にですね、その中でこの天下り問題をどう前向きに捉えてですね、改善していくことが大事なのかということで、質疑をさせていただきたいと思っております。

(略)

今回の口きき行為的なところなんですけれども、私を感じるの、組織の必要悪的なところがあって、ちょっと例としては正しくないかもしれませんが、私が出た民間の銀行でも、同期意識というのが極めて強くて、出世街道を進んでいって、最後に数人だけが役員に残って、そして何年か一人が運よく頭取に、あるいは持ち株会社だと社長になれるという流れの中で、同期がどんどん出向させられるというパターン化したものがございました。

今は大分、信賞必罰、厳しくなって、降格人事、停滞人事、あるいは逆転人事、それも起きているやに聞いておりますし、私が出たのは銀行であります、その昔、八尋さんという方が三井物産にいらっやあって、社長、会長を務められたと思っております、八尋さんは一回降格した上で、最後はトップまで上り詰めたというような人事があったかと思っております。

そんな意味からも、やはり今回の天下りの問題点というのは根が深いと思っております、本質的には、やはり、シニアになったときに、仲間が出世する一方で、それを横目に別の組織に行って活躍の場を求める、こういう体質を改めて、むしろ、民間が最近多く行っているような形での専門家として役所に残っていただく、こういうことをもっともっと進めていく必要があるというふうに私は感じております。

これも私の勝手な言い方で申しわけないんですけれども、そんなことを思いながら、この事案について質問をさせていただきたいと思っております。

そもそも、財団法人海技振興センターといったところは、水先人といった方を養成する仕事をしていると聞いているんですが、この水先人という言葉も庶民感覚からするとなかなかわかりにくいんですけれども、そういった点も含めて、どういった事業をしているか、この点についてお話をいただきたいと思っております。

○森海事局長 お答えいたします。

まず、水先人でございますけれども、船舶交通が非常にふくそうしている海域において、船舶の船長に的確な指示を与えて船舶の航行の安全を守る業務でございます。

財団法人の海技振興センターは、船舶交通の安全の確保に不可欠な、今申しましたような水先人のなり手が近年非常に不足している中で、水先人を目指す学生に対する奨学金の給付や、水先人の養成を行う大学への教材、装置の貸与などの事業を実施しております。

なお、国からの補助金等につきましては、一切受けずに事業を実施しております。

○杉本議員 ちょっとレクを受けて、官僚OBは何人勤務していますかということで、二名というような回答をいただいているんですけれども、改めて、確認の意味を込めて、これは常勤と非常勤もいらっしやるんじゃないかと思うので、非常勤も含めて二なのか、その点も含めて、常勤、非常勤で御回答いただきたいと思います。

○森海事局長 国家公務員出身者は二名在籍しておりますけれども、これは常勤理事でございます。

○杉本議員 済みません、非常勤の方はほかに何人いるかというのは、事前に通告の対象にならなかったかもしれないので、私の方からお答えしますと、もう四人ぐらいいらっしやるように感じております。そんな意味で、ちょっと国土交通行政にとって、補助金は出ていませんけれども、関係の深い組織であるのかなというふうにも感じます。

この関係で、前後をする組織がございました。小型船舶検査機構、それと日本冷蔵倉庫協会、この二つの組織がございましたが、それぞれについて、どんな事業をされて、補助金が出ているかいないか、官僚OBがいらっしやるかいらっしやらないか、そして開示できれば、わかる範囲でその報酬も教えていただきたいと思います。

○森海事局長 まず、私の方から小型船舶検査機構についてお答えをしたいと思います。

日本小型船舶検査機構は、船舶安全法に基づきまして設立された法人でございます。小型船舶の安全基準への適合性の確認、検査事務、それから所有者の登録に関する事務などを行っております。日本小型船舶機構は、国の補助金等は一切受けておりません。

それから、同法人の役員のうち、国家公務員の出身者は理事長一名のみでございます。なお、報酬につきましては、この法人では給与支給基準を公表しておりまして、それによりますと俸給月額は九十四万二千元と承知しております。

○杉田政策統括官 日本冷蔵倉庫協会は、冷蔵倉庫業者を会員として、冷蔵倉庫業の健全な発展を図るということを目的としております一般社団法人でございます。その事業といたしましては、冷蔵倉庫における物流品質の向上や物流効率化などを促進するための各種の調査検討、情報提供などの事業、あるいは冷蔵倉庫の従事者における必要な知識の習得などを推進するための各種の研修会の実施などの事業、冷蔵倉庫に関する各種の統計資料の提供事業などを実施しております。

同協会は本年四月一日に、既に一般社団法人に移行しているところでございますが、国からの補助金は受けていないものと承知しております。また、常勤の理事としては国家公務員出身者が一名勤務していると承知しております。その報酬につきましては公表されておらず、具体的には承知しておりません。

○杉本議員 ありがとうございます。

今お話しいただいたんですが、ちょっとさっきの話にさかのぼりますが、財団法人海技振興センターさんの非常勤は三人でしたね。だから、常勤が二人に、三人いらっしゃるといように私のデータからはありますので、一応御報告いたします。

それと、今の質疑でいただいた報酬が月額ベースだとわかりにくいので、九十四万二千円というお話だったんですが、一応レクでは一千八百万円というふうに聞いておりますので、国土交通委員の皆様は御認識をいただければと思っております。

そこで、今回の事案は国家公務員法第百六条の二の第一項違反行為ということでありましたけれども、これについて罰則があるかないかというのを確認したいんですが、お願いできますでしょうか。

○笹島人事・恩給局長 お答え申し上げます。

国家公務員法第百六条の二第一項におきましては、各府省による再就職の要求・依頼のみならず、再就職に関する情報提供やその依頼という行為も含めて幅広く禁止しているところでございます。

一方、罰則規定でございますけれども、これにつきましては、国家公務員法の第百十二条におきまして、職務上不正な行為をすること等に関して、営利企業等に対し、他の職員やOBの再就職を要求、約束した場合について規定がなされているところでございます。

○杉本議員 ありがとうございます。

今回の事案については、再就職等監視委員会の方から意見が出されていまして、「国土交通省においては以下の点について所要の措置を講じられたい。」ということで、職員への周知徹底、あるいは元職員に対しても、ちょっと読みますと、「営利企業等に勤務する国土交通省の元職員に対し、国家公務員の再就職規制の内容の理解を求めること。」こうあります。

先ほども西岡新さんの質問にも御答弁があって、こういうことについて具体的にどうされますかということと、あと、大臣の記者会見等でも情報をいただいておりますが、二度とこういうことがないように徹底したい、繰り返しこの点について省内に求めたいとかいうお言葉と、あと、先ほど何回か、きちっと伝える機会を持ちたいというようなお言葉を大臣はおっしゃっていたと思うんですが、このことについて、ちょっと具体的にもう少し詰めて考えてみられないかなと、僭越なんですけれども思っております。

それで、まず罰則についてなんですが、これは、大臣が野党時代のときに、現行法に対する公明党さん案が政府案に修正する形で、罰則について、再就職のあっせん規制違反を行った場合、懲戒処分及び二十万円以下の罰金というようなことを考えられたということを伺っていますし、当時野党、今の与党の自民党さんは、我がみんなの党とともに、同様の内容なんですけれども、再就職あっせん規制違反行為を行った場合、懲戒処分及び二十万円以下の罰金というような、少しこの罰則ルールを厳しくしようじゃないかというような流れが、民主党さんが政権を持っておられたときにはそういうやりとりがあったので、この罰則についてももう少しお考えを深めていただけないものかなというのと、最後に感想を伺えればと思っております。

それと、私は、一番大事なものは、今回のケースでも、御本人は違反としての意識がないというよう

なことがございましたけれども、このことに関しまして、もう少しOBの方々にこれをしてはいけないんだという意識を持っていただくためには、私が感じるのは、もっとペナルティーという意味で、罰則ではなくて、功成り名を遂げた方々が、むしろ、OBとなって、かわいい後輩の後ろをちょっと心配しないといかぬな、だから、あいつ今どうしているのかなんていうことで現職の幹部の方に連絡をして、そしてその結果人事が動くというような、無意識のうちで行ってしまうというようなこともあるかもしれませんが、功成り名を遂げた名誉ある方々にこそこれは慎んでいただかないといけない、徹底をしていかなければならないと私は思っております。

そんな意味から、例えば、罰金云々というようなレベルではなくて構わないので、やはり、現職ではなくなった方、OBに対しても、その名を公表する、広く公開するというようなことで、ある意味で功成り名を遂げた方が名誉を毀損されるというようなぐらいの思いでその周知徹底を図ることはいかがかと思えますし、何回かきちっと徹底したいと大臣はおっしゃっておられましたので、そういった意味で、ではことしは二回ぐらい、きちっと定例で省内に私は意見を言っていくぞというような、ちょっと唐突で恐縮なんですけど、そんな頻度も含めて、大臣に、OBに対する慎んでいただくというような施策と、それから省内に対する施策みたいなことを、突然の質問なので、ちょっと感想で結構でございますので、いただければありがたく存じます。

○太田国土交通大臣 私は、意識を変えることが大事だということを先ほども申し上げたんですが、意識改革というのは、いつ、どこでというのは、私は長い間、組織や大勢の人を統括する立場にいたことが多くありますが、ゆっくり懇談をしたり、それから唐突に言ったり、いろいろな意味で、こうですよと定例で、スケジュールが決まっている中でやるというのは、意識は本当に変わらないんですよ。

今回の事案は、極めて私が真摯に受けとめたいと言っているのは本当にこういうことなんだよということを、一人一人、OBも含めてよく理解をし、意識改革をしなくてはいけないというふうに変わらなければ、そこがない限り、いろいろな規定を設けてもなかなかだめなので、私は本当に、いろいろな会議があつたりします。出張で懇談するという場もあつたりします。そういうときに、このことは非常に大事なことなので、今回は直ちに官房の方から全てやりました。また、追加してもう一回、今回の事案がどういうものかということについてやらせました。これは日曜日に私はやらせたんです。直ちにやったということではなくて、もう少し、こういう事案だということをよく理解しなくてはいけないということで、既に二回にわたってやりました。

いろいろな機会に、私は、その意識改革ということをやらなくてはいけないというふうに強く思っています。定例ということは、私は逆に考えておりません。

私の責任として、ここはきちっと意識改革に力を注いでいくということの、ちょっと決意で申しわけないんですけれども、そのことを本当にしなくちゃいけないなと思っているところです。

○杉本議員 大臣の真摯な、そしてタイミングをはかったのというお話だったと思いますので、大いに期待したいと思います。ありがとうございます。